

(地Ⅲ268)

平成27年2月6日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松本 純一

### 聴覚障害の認定方法の見直しに関する周知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、聴覚障害の認定方法につきましては、認定が適正に行われたのか疑念を生じさせるような事案について報道がなされたことを契機に見直しを求める指摘が行われたこと等を踏まえ、厚生労働省 聴覚障害の認定方法に関する検討会において見直し内容のとりまとめが行われ、昨年12月、同省 疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会において、同検討会のとりまとめを踏まえた見直し案が了承されました。

これに伴い、別添とおり、同省社会・援護局障害保健福祉部長等より、各都道府県知事等宛に関係通知が出され、本会に対しても聴覚障害の指定医向けのリーフレットとあわせ、周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、同通知につきましては、同省のホームページ ([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/shougai shatechou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/shougai shatechou/index.html)) に掲載されておりますことを申し添えます。

#### 〈添付通知〉

- ・「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」の一部改正について
- ・「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の一部改正について
- ・「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」の一部改正について
- ・聴覚障害に係る指定医の専門性の向上について

事務連絡  
平成27年1月30日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

聴覚障害の認定方法の見直しに関する周知について（依頼）

時下、貴会におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より身体障害者手帳制度をはじめ厚生労働行政の運営に御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、聴覚障害の認定方法については、認定が適正に行われたのか疑念を生じさせるような事案についての報道がなされたことを契機に見直しを求める指摘が行われたこと等を踏まえ、聴覚障害の認定方法に関する検討会で見直し内容のとりまとめを行い、昨年12月に開催した疾病・障害認定審査会障害認定分科会において、検討会のとりまとめを踏まえた見直し案が了承されたところです。

つきましては、別添のとおり平成27年1月29日付けで各都道府県・指定都市・中核市宛てに関係通知を送付しておりますので、貴会におかれましては、今回の見直し内容について、聴覚障害の指定医向けのリーフレットとあわせ、会員へ周知いただきますようご協力お願い申し上げます。

（別添）

○ 通知文書

- ・ 「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」の一部改正について
- ・ 「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の一部改正について
- ・ 「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」の一部改正について
- ・ 聴覚障害に係る指定医の専門性の向上について

○ 周知用リーフレット

【担当】

厚生労働省障害保健福祉部企画課

課長補佐 田中（内線 3019）

係長 青木（内線 3029）

TEL 03-5253-1111

FAX 03-3502-0892

# 平成27年4月1日から 聴覚障害2級の認定には 「他覚的聴覚検査」が必須になります

手帳非所持の場合

- ▶ 聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちでない方に対し、2級（両耳全ろう）と診断する場合には、A B Rなどの他覚的聴覚検査、またはそれに相当する検査\*を実施してください。  
※「遅延側音検査」「ロンバールテスト」「ステンゲルテスト」など
- ▶ 実施した検査方法と検査所見を診断書・意見書に記載し、記録データのコピーを添付してください。

## 診断書・意見書について

2級と診断する場合、身体障害者手帳（聴覚障害）の所持の有無について記載してください。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) ~ (4) (略)

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

有 ・ 無

※手帳所持者の場合は有に○、非所持の場合は無に○

ご不明な点、詳細については、指定を受けている自治体の担当窓口にお問い合わせください。